

社会福祉法人明照福祉会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 10月 1日～ 令和5年 3月 31日 までの 2年6か月

2. 内容

目標1：令和3年3月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和2年10月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和3年度～ 制度の導入、管理職研修及び書面掲示や連絡ツールを使用し職員への周知

目標2：令和3年度から年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和2年10月～ 管理職を対象とした意識改革のための社会保険労務士との面談を年2回実施
- 令和3年3月～ 各部署において管理職含む全員の年次有給休暇の取得計画を策定
アニバーサリー休暇を策定、実施
- 令和3年4月～ 無駄な業務をカットし、誰もが休んでもカバーできる体制を作る

目標3：計画期間内に、子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができ
る「子ども参観日」を実施する

<対策>

- 令和3年3月～ 受け入れ方法や体制についての検討
- 令和3年4月～ 該当保護者と日程調整
- 令和3年7月～ 参観日の実施、次回に向けての検討